

(10) 企業における社会保険事務の支援

(到達目標)

- 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する。

(これまでの取組)

- 健保・厚年の適用事業所において、社会保険事務に関し、相当期間の経験を有する者を社会保険委員に委嘱し、当該事業所の事業主及び被保険者等に対する指導及び相談業務を依頼。

(今後の取組)

- 被保険者等からの相談内容が複雑化・多様化していることを受け、社会保険委員に対して、リアルタイムでニーズに沿った情報を提供するとともに、双方向の情報交換（モニター調査等）が行えるよう、メールによる情報提供・交換体制を整備【平成18年度～】。

(これまでの取組)

- 労務・人事管理等を本社で一括している場合には、本社一括適用を認めている。

(今後の取組)

- 本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合でも、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることについて改めて明確化し、周知を行う【平成17年度～】。